

大分県報

平成三十年
第二九七五号
四月十七日

（火曜日）

目次

告示 大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………一

公告

土地改良区の役員退任……………一

正誤

平成三十年三月八日付け大分県報号外（一四）に記載の大分県条例（職員の退職手当に
関する条例等の一部改正）中の訂正……………一

○告示

大分県告示第三百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次
のとおり大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成三十年四月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び氏名

大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 重 本 悟

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、国東町土
地改良区（国東市）から、退任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。
平成三十年四月十七日
大分県知事 広 瀬 勝 貞
（退任役員）

役名 氏名 住所

理事 石丸忠男 国東市国東町川原一二七番地

○正誤

平成三十年三月八日付け大分県報号外（一四）に記載の大分県条例（職員の退職手当に
関する条例等の一部改正）中の訂正

ページ 段 行 誤 正

一 上 左から一六 大分県条例第二号 大分県条例第一号